

秋 田 県 公 安 委 員 会 規 程

質物保管設備基準及び申請書等の様式に関する規程（平成20年2月27日秋田県公安委員会規程第2号）の一部改正により、改正後の同秋田県公安委員会規程をお知らせいたします。

秋田県公安委員会規程

（平成20年2月27日秋田県公安委員会規程第2号）

（最終一部改正：平成23年3月1日）

（趣旨）

第1条 この規程は、質屋営業法(昭和25年法律第158号。以下「法」という。)及び質屋営業法施行規則（昭和25年総理府令第25号。以下「規則」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（質物の保管設備の基準）

第2条 法第7条の規定に基づく質物の保管設備（以下「保管設備」という。）の基準は、別表のとおりとする。

（許可の申請）

第3条 規則第2条第1項の規定による許可申請書の様式は、別記様式第1号のとおりとする。

（営業所の移転許可申請等）

第4条 規則第4条第1項の規定による許可申請書、規則第5条の規定による許可申請書、規則第8条第1項の規定による届書、規則第9条の規定による届出及び規則第12条の規定による書換申請書の様式は、別記様式第2号のとおりとする。

（廃業の届出等）

第5条 施行規則第6条の規定による届出、規則第7条第1項の規定による届書、規則第10条の規定による届出及び規則第14条の2の規定による返納理由書の様式は、別記様式第3号のとおりとする。

（許可証の再交付申請等）

第6条 規則第13条の規定による届書及び規則第14条の規定による再交付申請書の様式は、別記様式第4号のとおりとする。

（警察本部長への委任）

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、秋田県警察本部長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成20年3月1日から施行する。

（質物保管設備基準を定める公安委員会告示の廃止）

2 質物保管設備基準（昭和29年秋田県公安委員会告示第2号）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この規程の施行の際現に公安委員会から許可を受け、質屋営業を行っている者が設けている保管設備又は公安委員会に質屋営業の許可を申請している者に係る保管設備については、第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成23年3月1日から施行する。

別表

項 目	内 容
1 規模及び構造	営業の内容に応じて適正なものであること。
2 営業所との距離制限	営業所と同一の敷地内に設けること（やむを得ない場合は、他の敷地内に設けることができる。）。
3 防湿構造	保管設備の内部は、壁及び床を板張構造とするなどの防湿上の措置を講じた構造とすること。
4 防火設備	<p>(1) 主要構造部は、次のいずれかに該当する構造とすること。</p> <p>ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第7号に定める耐火構造</p> <p>イ 土蔵造</p> <p>ウ 秋田県公安委員会が、前各号に掲げるものと同等以上の耐火性能を有すると認めたもの</p> <p>(2) 保管設備の開口部には、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第109条第1項に規定する防火戸、ドレンチャーその他火災を遮る設備を設けること。</p>
5 盗難予防設備	<p>(1) 保管設備の開口部には、シャッター、鉄製扉等侵入を防止するために有効な設備及び堅牢な施錠設備を設けること。</p> <p>(2) 保管設備の適当な箇所に、防犯上必要な非常ベルその他の非常警報装置を設けること（営業所その他に同様の装置があるものについてはこの限りでない。）。</p>
6 防鼠設備	保管設備の出入口以外の開口部には、金網等鼠の侵入を防止するための設備を設けること。
<p>備考</p> <p>1 現に質屋営業の許可を受けて質屋営業を行っている者が、質物の保管設備を補修又は建替えするために当分の間仮の保管設備（以下「仮保管設備」という。）を設ける場合については、「2 営業所との距離制限」及び「6 防鼠設備」の規定は適用しない。</p> <p>2 「4 防火設備(2)」の規定は、当該仮保管設備に付随して火災警報装置を設置しているなど防火上の措置が講じられている場合は、適用しないものとする。</p> <p>3 「5 盗難予防設備」の規定は、仮保管設備の出入口以外の開口部について準用する。この場合において、同規定中「シャッター、鉄製扉等侵入防止のための有効な設備及び堅牢な施錠設備」とあるのは「施錠設備」と読み替えるものとする。</p> <p>4 前項の規定は、仮保管設備の使用を開始してから2年間に限り適用する。</p>	

別記様式第1号その1

資料区分	31	受理年月日	3.昭和 4.平成	年	月	日
受理警察署	() 署)					
許可証番号		許可年月日	3.昭和 4.平成	年	月	日

質屋許可申請書

質屋営業法第2条第1項の規定により許可を申請します。

年 月 日

秋田県公安委員会 殿

申請者の氏名又は名称及び住所

氏名 又は名称	(フリガナ)
	(漢字)
法人等の種別	1.株式会社 2.有限会社 3.合名会社 4.合資会社 5.その他法人 6.個人
生年月日	西暦 明治 大正 昭和 平成 年 月 日
	0 1 2 3 4
住所	都道 市区 府県 町村
	電話 () - 番
本(国)籍	
営業所 名称	(フリガナ)
	(漢字)
所在地	(住所と同じ場合は、記載を要しない。)
	都道 市区 府県 町村
種別	1.代表者 2.業務を行う役員 3.法定代理人 4.保佐人 5.管理者
	(フリガナ)
氏名	(漢字)
	西暦 明治 大正 昭和 平成 年 月 日
生年月日	0 1 2 3 4
	都道 市区 府県 町村
住所	電話 () - 番
	本(国)籍

記載要領

- 1 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 2 最上段の細枠内には記載しないこと。
- 3 数字を付した欄は、該当する数字を で囲むこと。

別記様式第1号その2

資料区分	3 2	受理年月日	3.昭和 4.平成	年	月	日
受理警察署	() 署)					
許可証番号		許可年月日	3.昭和 4.平成	年	月	日

管 理 者 等	種 別	1.代表者 2.業務を行う役員 3.法定代理人 4.保佐人 5.管理者							
	氏 名	(フリガナ)							
		(漢 字)							
	生年月日	西暦	明治	大正	昭和	平成	年	月	日
		0	1	2	3	4	:	:	:
住 所	都道		市区						
	府県		町村						
	電話 () - 番								
本(国)籍									

管 理 者 等	種 別	1.代表者 2.業務を行う役員 3.法定代理人 4.保佐人 5.管理者							
	氏 名	(フリガナ)							
		(漢 字)							
	生年月日	西暦	明治	大正	昭和	平成	年	月	日
		0	1	2	3	4	:	:	:
住 所	都道		市区						
	府県		町村						
	電話 () - 番								
本(国)籍									

管 理 者 等	種 別	1.代表者 2.業務を行う役員 3.法定代理人 4.保佐人 5.管理者							
	氏 名	(フリガナ)							
		(漢 字)							
	生年月日	西暦	明治	大正	昭和	平成	年	月	日
		0	1	2	3	4	:	:	:
住 所	都道		市区						
	府県		町村						
	電話 () - 番								
本(国)籍									

質物の保管 設備の概要	
----------------	--

- 記載要領
- 1 最上段の細枠内には記載しないこと。
 - 2 数字を付した欄は、該当する数字を で囲むこと。

別記様式第2号その1

資料区分	33	受理年月日	4.平成	年	月	日
受理警察署	() 署					

**営業内容の変更届出申請書
許可証の書換申請書**

質屋営業法第4条第1項の規定により営業内容の変更の許可の申請をします。
 質屋営業法第4条第2項の規定により営業内容の変更の届出をします。
 質屋営業法第8条第2項の規定により許可証の書換えを申請します。

秋田県公安委員会 殿 年 月 日
 申請(届出)者の氏名又は名称及び住所

許可証番号						
許可年月日	3.昭和	4.平成	年	月	日	
氏名 又は名称	(フリガナ) (漢字)					

変更事項

変更年月日	4.平成	年	月	日
氏名 又は名称	(フリガナ) (漢字)			
法人等の種別	1.株式会社 2.有限会社 3.合名会社 4.合資会社 5.その他法人 6.個人			
住所	都道 府県		市区 町村	
	電話 () - 番			
本(国)籍				
営業所	名称	(フリガナ) (漢字)		
	所在地	都道 府県		市区 町村
	移転事由			

変更区分	1.削除：従前の管理者等を削除(旧欄) 2.追加：新たに管理者等を追加(新欄) 3.変更：旧欄に記した人の届出事項を変更 4.交替：削除と追加を同時に行う。								
変更年月日	4.平成	年	月	日					
管理者等	旧	種別	1.代表者 2.業務を行う役員 3.法定代理人 4.保佐人 5.管理者						
		氏名	(フリガナ) (漢字)						
		生年月日	西暦	明治	大正	昭和	平成	年	月
	新	種別	1.代表者 2.業務を行う役員 3.法定代理人 4.保佐人 5.管理者						
		氏名	(フリガナ) (漢字)						
生年月日		西暦	明治	大正	昭和	平成	年	月	日
	住所	都道 府県		市区 町村					
		電話 () - 番							
	本(国)籍								

記載要領

- 1 申請(届出)者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 2 申請(届出)者の住所は、記載しないこと。
- 3 最上段の文字は、線は、消すこと。
- 4 数字は、欄は、該当する数字を、で囲むこと。
- 5 各欄の変更新年月日」欄には、当該事項の変更があった年月日を記載すること。

別記様式第2号その2

資料区分	3 4	受理年月日	4.平成	年	月	日
受理警察署	()	署				

許可証番号	
許可年月日	3.昭和 4.平成 年 月 日
氏名	(フリガナ)
又は名称	(漢字)

変更事項

変更区分	1.削除 2.追加 3.変更 4.交替	
変更年月日	4.平成 年 月 日	
管 旧	種別	1.代表者 2.業務を行う役員 3.法定代理人 4.保佐人 5.管理者
	氏名	(フリガナ) (漢字)
	生年月日	西暦 明治 大正 昭和 平成 年 月 日 0 1 2 3 4
理 者	種別	1.代表者 2.業務を行う役員 3.法定代理人 4.保佐人 5.管理者
	氏名	(フリガナ) (漢字)
	生年月日	西暦 明治 大正 昭和 平成 年 月 日 0 1 2 3 4
新 等	住所	都道 市区 府県 町村
	本(国)籍	電話 () - 番

変更区分	1.削除 2.追加 3.変更 4.交替	
変更年月日	4.平成 年 月 日	
管 旧	種別	1.代表者 2.業務を行う役員 3.法定代理人 4.保佐人 5.管理者
	氏名	(フリガナ) (漢字)
	生年月日	西暦 明治 大正 昭和 平成 年 月 日 0 1 2 3 4
理 者	種別	1.代表者 2.業務を行う役員 3.法定代理人 4.保佐人 5.管理者
	氏名	(フリガナ) (漢字)
	生年月日	西暦 明治 大正 昭和 平成 年 月 日 0 1 2 3 4
新 等	住所	都道 市区 府県 町村
	本(国)籍	電話 () - 番

記載要領

- 1 最上段の細枠内には記載しないこと。
- 2 数字を付した欄は、該当する数字を で囲むこと。
- 3 各「変更年月日」欄には、当該事項の変更があった年月日を記載すること。

別記様式第3号その1

資料区分	35	受理年月日	4.平成	年	月	日
受理警察署	()	届出等種別	1.廃業・解散・消滅・取消し 2.休業 3.死亡			

**廃業・死亡 届出書
許可証の返納理由書**

質屋営業法第4条第2項第3項の規定により^{廃業・死亡}の届出をします。

質屋営業法第9条第1項第2項第3項の規定により許可証を返納します。

秋田県公安委員会 殿 年 月 日
届出（返納）者の氏名又は名称及び住所

許可証番号													
許可年月日		3.昭和	4.平成	年	月	日							
氏名 又は名称		(フリガナ) (漢字)											
住所		都道府県						市区町村					
		電話 () - 番											
営業 名称		(フリガナ) (漢字)											
営業 所在地		都道府県						市区町村					
		電話 () - 番											

廃業(解散・消滅・死亡・取消)日	4.平成	年	月	日			
休業期間	4.平成	年	月	日	から		
	4.平成		月	日	まで		
発見・回復日							

返納理由	1. 質屋営業を廃止した。 2. 許可証の交付を受けた法人が合併以外の事由により解散した。 3. 許可証の交付を受けた法人が合併により消滅した。 4. 許可証の交付を受けた者が死亡した。 5. 許可が取り消された。 6. 亡失した許可証を発見し、又は回復した。
休業事由	

記載要領

- 1 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 2 最上段の細枠内には記載しないこと。
- 3 不要の文字は、横線で消すこと。
- 4 数字を付した欄は、該当する数字を で囲むこと。

別記様式第4号

資料区分	36		受理年月日	4.平成	年	月	日
受理警察署	(署)	再交付日	4.平成	年	月	日

許可証亡失・盗難届出書
再交付申請書

質屋営業法第8条第3項の規定により許可証を亡失し、又は盗み取られた旨届け出ます。
質屋営業法第8条第4項の規定により許可証の再交付を申請します。

秋田県公安委員会 殿

年 月 日

申請者の氏名又は名称及び住所

許可証番号								
許可年月日	3.昭和	4.平成	年	月	日			
氏名 又は名称	(フリガナ)							
	(漢字)							
営業 所	名称	(フリガナ)						
		(漢字)						
所在地	都道 府県			市区 町村				
	電話 () - 番							

亡失又は盗難 の日時、場所	日時	
	場所	

再交付申請 の理由	
--------------	--

記載要領

- 1 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 2 最上段の細枠内には記載しないこと。
- 3 数字を付した欄は、該当する数字を で囲むこと。